

## 社会福祉法人栃木老人ホーム役員の報酬の支給等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人栃木老人ホーム定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事長及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費及び手数料等の軽費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (常勤の理事の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長の報酬は月額100,000円を支給する。
- (2) 常務理事（兼務職員を除く）の報酬は、理事長が必要と認めたときは、月額100,000円を限度に支給する。
- (3) 常務理事（兼務職員を除く）の期末手当及び通勤手当については、社会福祉法人栃木老人ホーム職員給与規則第4条の規定に準ずる額を支給する。
- (4) 常勤の理事が職務のために出張をしたときは、社会福祉法人栃木老人ホーム旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(非常勤の役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 副理事長がその職務に従事したときは、日額 20,000 円を支給する。
- (2) 理事（正副理事長、常務理事を除く）、監事が理事会、監査会に出席したときは、日額 10,000 円を支給する。
- (3) 評議員が、評議員会に出席したときは、日額 10,000 円を支給する。
- (4) 非常勤の役員等が、理事長が必要と認める事業、会議、研修会等に出席したときは、日額 5,000 円を支給する。
- (5) 非常勤の役員等が職務のために出張をしたときは、社会福祉法人栃木老人ホーム旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 理事会が社会福祉法人栃木老人ホーム定款第29条第2項に定める決議の省略による方法によって開催された場合の報酬は、前項第1号及び第2号に定める報酬の額の半額を支給する。

3 評議員会が社会福祉法人栃木老人ホーム定款第14条第4項に定める決議の省略による方法によって開催された場合の報酬は、第1項第3号に定める報酬の額の半額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月 20 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、社会福祉法人栃木老人ホーム職員給与規則第6条第1項に準じた日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

2 非常勤の役員等に対する報酬は、理事会等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令で定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤の理事に就任したものは、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給

する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月16日から施行する。